

ヘルパーステーションかんべ村

利用契約書
重要事項説明書

社会福祉法人フェニックス

「ヘルパーステーションかんべ村」重要事項説明書

- 本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。また、説明を行うに当たり、利用者の介護保険証を確認させていただきます。

- **（訪問型独自サービス）** 訪問介護についての概要

訪問介護は要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画、**訪問型独自サービス**支援計画に基づき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように生活全般にわたる援助支援サービスを提供します。このサービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターにより作成されたケアプランに沿い、なおかつ、その際利用者・扶養者の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 フェニックス
- (2) 所在地 広島県広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
- (3) 電話番号 082-812-3588
- (4) 代表者名 理事長 沼田 裕子
- (5) 設立年月 平成16年9月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 指定予防訪問介護事業所 **訪問型独自サービス**
平成17年10月1日指定 指令介護第3470105002号

- (2) 事業所の目的と運営方針

訪問介護事業所は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の世話を提供するものとします。

「かんべ村の理念」

- 心ゆたかに・・・人生の先輩方の尊厳を守り、精神的にも豊かな生活を送れるように。
- 心やすらかに・・・家族と離れて暮らされる高齢者の皆様のプライバシーを守り、我が家に準ずる「安らぎの場」としてより家庭的な居室づくり。
- 心たのしく・・・明るく元気に、さわやかにをモットーとするスタッフの介護により、たのしい生活ができますように。

- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション かんべ村
- (4) 事業所の所在地 広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
- (5) 電話番号 082-812-3588
- (6) サービス提供責任者 浜岡 寛子
- (7) 開設年月 平成17年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

広島市安佐北区

広島市安佐南区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（必要により日対応可）
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間帯	8：00～19：00（左記以外は応談対応）

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する社員として、以下の職種の社員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者	1名		
2. サービス提供責任者(兼務)	3名		
3. 訪問 介護員	(1) 介護福祉士	8名	3名
	(2) 訪問介護員養成研修2級 課程修了者		1名
	(3) 介護職員初任者研修課程 修了者		
			4.5名 以上

5. サービス内容と利用料金※ 別添料金表を参照

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ★「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するため国で定められた標準的な所要時間です。
- ★上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定したサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ★平常の時間帯（午前8：00～午後6：00）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6：00～午後10：00まで）：25%
- ・早朝（午前6：00～午前8：00まで）：25%
- ・深夜（午後10：00～午前6：00まで）：50%

- ★居宅介護支援事業所からのサービス提供票に基づき、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は通常の2倍の料金をいただきます。
 - ・2人の訪問介護員でサービスを行う場合（一例）
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ★ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) お支払い方法

毎月15日までに前月分の請求額を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、以下の方法があります。

①	窓口での現金支払い
②	下記指定口座への振込み もみじ銀行 可部支店 普通口座 （口座番号） 1560954 口座名 社会福祉法人 フェニックス 理事長 沼田 裕子
③	ご指定金融機関口座から請求月翌月末の自動引き落とし

(5) 利用中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	500 円 但し訪問型独自サービス 訪問介護費を除く

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

訪問介護員は利用契約書第 12 条に該当する行為は行いません。また、利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合（電波が届かない等の理由で携帯電話が使用できない場合）や緊急時の電話も使用させていただきます。

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービスごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録はサービス終了日より 5 年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（利用契約書第 6 条参照）

当事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

8.緊急時における対応方法

(1) サービス提供中に、利用者の急変等緊急事態、利用者又は利用者の家族からの緊急の連絡事案が生じた時には、利用者の主治医、又は担当介護支援専門員に連絡するとともに、その指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに管理者及びサービス提供責任者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所へ連絡を行います。

なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、介護支援専門員と連携の下、連絡をとるものとしします。

(2) 利用者又はその家族等からの緊急時の連絡においては、速やかに対応するため、365日24時間受付を行います。

営業日及び時間帯における連絡先

対応時間		連絡先	電話番号
営業時間内 (月曜日～土曜日)	8:30～17:30	ヘルパーステーションかんべ村	082-812-3588
営業時間外	17:30～8:30	ケアハウスかんべ村代表電話	082-812-3588
営業日以外	24時間	ケアハウスかんべ村代表電話	082-812-3588

※ケアハウスかんべ村代表電話より、事業所及びサービス提供責任者へ連絡を行います。

緊急連絡先		
利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	
居宅介護支援 事業者	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員	
	電話番号	

9. 損害賠償保険への加入（利用契約書第13条参照）

当事業所は、下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護事業者賠償責任補償
補償の概要	賠償責任補償・傷害補償

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情等の受付

- ★ご要望・苦情等受付窓口（担当者） 園部 愛香
- ★ " 責任者 施設長 沼田 裕子
- ★受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30
 電話 082-812-3588

行政機関その他苦情受付機関

- ・広島市安佐北区介護保険室 (082) 819-0621
- ・広島市安佐南区介護保険係 (082) 831-4943
- ・国民健康保険団体連合会 (082) 554-0770

ヘルパーステーションかんべ村利用同意書

ヘルパーステーションかんべ村の（訪問型独自サービス）訪問介護を利用するにあたり、ヘルパーステーションかんべ村利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【利用者】 住所
氏名 印
【代理人】 住所
氏名 印

ヘルパーステーションかんべ村
管理者 沼田 裕子 殿

[請求書・明細書及び領収書の送付先]

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

[利用料金の支払方法]

現金 お振込み 自動引落（事業所の指定用紙にご記入ください）

[緊急時の連絡先]

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

【事業者】 広島市安佐北区可部七丁目 13 番 15-1-7 号
ヘルパーステーションかんべ村
管理者 沼田 裕子 印

説明者 職・氏名 _____

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。